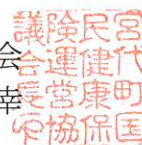


宮国保運協第 1 号
令和8年 1月28日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町国民健康保険運営協議会
会 長 稲 山 貞 幸



宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和7年8月18日付け、宮住民発第193号で諮問のあった宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 宮代町国民健康保険税率等の見直しの必要性

国民健康保険は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による国保加入者の大幅な減少や医療の高度化、加入者の高齢化により一人当たりの医療費が増加しています。

一方で、被保険者においては所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、持続可能で安定的な制度運営を維持することが課題となっています。

このような中、国保の財政基盤の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度に県と市町村の共同運営による国保制度の都道府県化が始まり、令和9年度からの準統一（市町村標準保険税率の適用）に向けた赤字解消が求められています。

町では赤字解消に取り組むため、平成30年度に定期的な国保税率の見直しの方針を定めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から令和3年度の国保税率の見直しを延期し、令和4年度の国保税率を据え置きました。令和5年度については国保税率を見直しましたが、令和6年度の精算後の会計収支はマイナス7,100万円であり、引き続き、国保税等の見直しが必要であることから、次のとおり答申します。

2 答申内容

宮代町国民健康保険税税率等の見直しについて

（1）国民健康保険税の税率の見直しについて

ア 医療分給付費分の保険税率

所得割	7.70%（+0.32ポイント）
均等割	44,900円（+4,900円）

- イ 後期高齢者支援金分の保険税率
 所得割 2.70% (+0.16ポイント)
 均等割 15,900円 (+1,500円)
- ウ 介護納付金分の保険税率
 所得割 2.35% (+0.11ポイント)
 均等割 16,600円 (+900円)
- エ 子ども・子育て支援金分の保険税率
 所得割 0.26% (+0.26ポイント)
 均等割 1,582円 (+1,582円)
 18歳以上 96円 (+96円)

(2) 国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定基準額の改定について

- ア 賦課限度額
- | | |
|-------------|-------------|
| 医療分給付費分 | 67万円 (+1万円) |
| 後期高齢者支援金分 | 26万円 (±0円) |
| 介護納付金分 | 17万円 (±0円) |
| 子ども・子育て支援金分 | 3万円 (+3万円) |
- イ 軽減判定基準額
- | | |
|------|---|
| 5割軽減 | 43万円 + 31万円 (+0.5万円) × 被保険者数
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) |
| 2割軽減 | 43万円 + 57万円 (+1.1万円) × 被保険者数
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) |

3 附帯意見

- (1) 税率等の改正は、原則として単年度ごとの見直しとすること。
- (2) 税率等の改正や埼玉県国保運営方針などについて、町民へ丁寧な説明や十分な周知を図ること。
- (3) 国保税収入は国保財政の根幹をなすものであり、税率等の改正自体はやむを得ないものの、所得の少ない世帯への配慮や加入者の生活状況について注視すること。
- (4) 国保加入者の健康保持増進に向けた保健事業や医療費適正化への取組を進め、歳出の削減に努めるとともに、更なる保険者努力支援制度に基づく交付金の獲得や収納率の向上など、税率改正以外の歳入の増加についても努めること。
- (5) 今後も、国費等の投入が拡充されるよう国・県に要望するなど、国保財政の健全かつ安定的な運営に努めること。

以上